

【24 読み下し文】

(表紙)

「持主 平治右衛門

元禄十一年

上野国我妻郡岩井村差し出し帳

寅の八月 十兵衛」

(中略)

一新田

御座無く候 見取り場

一新畠

御座無く候 同断

一松木御林

三反五畝六歩 壱箇所

一鐵炮

但し壹挺に付永(えい)五拾(文、脱)宛(ずつ)御運上(うんじょう)差し上げ、猶仕来たり五挺

一堀

御座無く候

一御朱印地

但、堂社森

一除地

御座無く候 三拾弐ヶ所

一川除

是は前々より譜(普)請(ふしん)仕る節は、御扶持方下し置かれ候、并(ならび)に三箇所

一竹藪

人足余村よりも仰せ付けられ候 四箇所

一御年貢林

是は御水帳に百性藪と御座候えども 只今迄御年貢は差し上げ申さず候

一竹藪

百性林 八拾六ヶ所

此(この)反別拾五町壹反六畝四歩

江戸廻しの儀、当村より川井岸へ拾四里、内五里百性

一御城米

附け送り仕り、残り九里分、壹里に鑑式拾四文宛下し

置かれ候、

川井岸より江戸迄舟賃、百俵に四表半宛下し置かれ候

榛名山

厚田村

植栗村

一馬草薪山

川戸村

岩井村

以上拾弐ヶ村入相(いりあい)

金井村

新巻村

の御証文写し御座候御事

右の通り、田畠壹畝壹歩の所は申し上げるに及ばず、

何にても郷分より前々御納め方の儀、少しも

隠し置かず、委細書き上げ仕り候、若(も)しそうにて重ねて相違

の儀御座候はば、名主・年寄何分(なにぶん)の曲事(くせごと)も

仰せ付けらるべく候、後日の為、仍(よつ)て件(くだん)の如し

(後略)